

災害時における施設の使用に関する協定書

狛江市を「甲」、株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニーを「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における施設の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、狛江市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が管理運営する第3条に定める施設（以下「本施設」という）を指定緊急避難場所（以下「災害時集合場所」という。）として使用することに関し、必要な事項を定める。

（協力）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、本施設を災害時集合場所として使用する必要があると認めるときは、これを乙に要請することができる。ただし、この場合、原則として甲の立会いを要するものとする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設を一時避難施設として甲及び近隣住民に使用させるものとする。

施設名称	ユニディ狛江店	構造等	鉄骨造
所在地	狛江市和泉本町四丁目6番3号	竣工年月	平成12年11月
所有者	三井住友信託銀行株式会社		
管理者	株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニー		

（使用範囲）

第4条 本施設のうち避難場所として使用する範囲は、立体駐車場及び平面駐車場とする。

（使用期間）

第5条 本施設の使用期間は、原則として大規模な水害が発生したときは本施設周辺の浸水が収束するまでとし、地震が発生したときは発生の日から原則として2日以内とする。なお、当該使用期間が終了したときは、甲の責任において本施設から避難者を退去させるものとする。

（使用の通知）

第6条 甲は、本施設を使用するときは、使用の理由及び内容、その他使用に必要な事項を記載した通知書を乙に送付するものとする。ただし、これにより難いときは口頭で通知し、事後速やかに、通知書を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が本協定に基づき本施設を災害時集合場所として提供したことに關して要した費用は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第9条 本協定に基づき、本施設を災害時集合場所として提供したことに關して、本施

設及び乙が管理する資産が損傷する等、乙に損害が生じたとき甲はこれを補償するものとする。なお、乙の従業員等その協力に従事する者（乙の協力者を含む。）が本協定に基づく施設の使用に関連して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定を準用してこれを補償するものとする。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲は、その価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 本施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任は甲が負い、乙は一切責任を負わないものとする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（効力）

第12条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、2者記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月21日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市 市長 松原 俊雄



乙 千葉県松戸市牧の原2番地の38
株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニー
社長 野城

